

京都所司代と二条城―酒井忠義『所司代日記』を例として―

杉谷 理沙・中西 健太

【要旨】

本稿では、幕末の京都所司代・酒井忠義の『所司代日記』をもとに、所司代と二条城との関わりの実態を考察する。従来所司代と二条城との関係は、所司代が二条城を守衛・管掌していたと説明されてきた。しかしながらその実態は、二条在番などを通じた間接的なものであったと言え、所司代にとって二条城は年に数度のみ入城できる儀礼の場であった。また所司代が上京してくるということは京中の人々の知るところで、所司代の存在とそのゴール地点としての二条城は、幕府の権威を象徴したと考えられる。

はじめに

本稿は、『所司代日記』（うち旧小浜藩主酒井忠義記）をもとに、京都所司代と二条城との関わりの実態を明らかにすることを目的とするものである。

京都所司代とは江戸幕府が設置した出先機関の長官の一つで、京都や周辺地域の司法や民政、朝廷・公家・寺社に関する庶務を担当した。早くは朝尾直弘氏が『京都の歴史』において初期の所司代について概観し⁽¹⁾、また鎌田道隆氏が京都の町支配に関して所司代の設置に触れ⁽²⁾、さらに藤井讓治氏は豊臣政権から徳川政権への移行過程における所司代の役割について分析を加えている⁽³⁾。近年では、小倉宗氏の近世中後期における上方の支配機構に関する一連の研究⁽⁴⁾や、菅良樹氏の所司代の職務・位置づけなどを中心とした研究⁽⁵⁾、また東谷智氏の藩政文書の分析を通じた研究⁽⁶⁾などが行われ、主として執政上の位置づけや役割が明らかになりつつある。

所司代の政庁であり居住地でもあった上屋敷は、二条城の北隣に位置していた（口絵2参照）。『鹿苑日録』慶長八年（一六〇三）九月四日条には「酒了了テ赴二条御城、板倉殿於北門之上聴公事」とあって、徳川政権初期の所司代で

ある板倉勝重の時代には、すでに二条城の「上」⁽⁷⁾北に裁許の場があったことがわかる⁽⁷⁾。所司代と二条城との関係について先行研究では、所司代が二条城を見廻つて城の管理・守衛を管掌し、大番頭交代時には大番所へ出でたと、また二条城・御所周辺・京都市街や郊外を巡見していたこと⁽⁸⁾などが挙げられているが、その具体的な様相については明らかでなく、史料に基づく裏づけが必要である。そこで本稿では、現在確認できる限りの史料から、所司代と二条城の関わりについて確認し、両者の関係を探る基礎作業を行いたい。

なお、本稿では酒井忠義の二回目目の所司代就任時（安政五年（一八五八）⁽⁹⁾）文久二年（一八六二）の事例を素材とし、日本史籍協会編『所司代日記⁽⁹⁾』（以下『日記』）と記す場合は当刊本を指す）を主要なテキストとして使用する。『日記』は全二巻で、安政四年（一八五七）八月から文久二年（一八六二）に至る、旧淀藩主稲葉家所蔵の日記⁽¹⁰⁾を翻刻したものである。これらは藩主稲葉正邦（文久三年（一八六三）⁽¹¹⁾元治元年（一八六四）の所司代）が前代の所司代の日記を書き写したもので、『日記』巻頭の「例言」によれば、稲葉正邦が所司代に就任するにあたり、職務の参考にするため書き写したものであった。また、刊本に収録されていない部分や校異については、慶應義塾大学三田メディアアセンダー所蔵桑名松平家文書⁽¹¹⁾の酒井忠義記で補った。史料残存の関係上、

幕末期の様相しかうかがうことが出来ないが、本稿は所司代の実態をつかむための足掛かりとしたい。

なお、徳川政権成立当初設置された所司代は、京都の裁判や畿内八カ国（五畿内及び近江・丹波・播磨）の公事・訴訟を管掌していたが、寛文八年（一六六八）の京都町奉行の成立に伴い、その裁判権が町奉行に移管された⁽¹²⁾。さらに、享保七年（一七二二）の国分けによって、京都町奉行の裁判権は山城・大和・近江・丹波に縮小され⁽¹³⁾、所司代は町奉行では判断しがたい事柄について伺いを受ける立場となった⁽¹⁴⁾。本稿は所司代の執政や裁判権を論じるものではないが、所司代日記は所司代の立場が寛文期・享保期に転換したことを念頭において読み進める必要があることには留意したい。

一 所司代の職務と二条城

（一）二条城に関わる所司代の職務

所司代は畿内の訴訟処理や朝廷・寺社と関わる庶務、また御所・二条城近辺火災時の対応などを担ったとされる。特に二条城に関わる職務については、『国史大辞典』に「二条城門番頭・二条鉄炮奉行を支配して、二条在番の大番頭とは軍事・治安面で常に密接な関係を保持していた⁽¹⁵⁾」とあるが、その具体的な様相は明らかでない。

田中暁龍氏がまとめた貞享二年（一六八五）・正徳四年（一七一四）・享保二年（一七一七）の「勤方心得」比較表を参考に、二条城に関わる条目を抜き出すと、①二条在番衆の交代時に目付がこれを検分し、所司代は大番組が入れ替わった後に大番頭以下の衆に面対すること、②御用金を納める二条城内の御蔵は大番頭と東西門番の頭が立ち会って封印をつけておくこと、が規定され、また③二条城近辺で火事が起きた際には所司代が出向くこと、とされている⁽¹⁶⁾。また、菅良樹氏がまとめた幕府発給所司代宛「老中連署奉書覚書」一覧（貞享二年（一六八五）～天保十一年（一八四〇））でも、これらの三項目は必ず記載されていることが確認でき⁽¹⁷⁾、この三点は二条城に関する所司代の基本的な職務であったと考えられる。

では、これらは日記等にはどのようなように表れるか。まず①にある大番頭との対面について、酒井忠義の『日記』から確認すると次の記事が該当する。

史料1 『所司代日記』文久元年（一八六一）六月九日条

（※〔一〕は桑名松平家文書による校訂を示す）

一先達而大御番頭交代相済候付、如例御城内右小屋江見廻り、且御番衆江も逢候付、出宅染帷子・麻上下着用、北之御門二而下乗、右御門内江三輪嘉之助出迎^{中井保三郎忌先立いたし、式之御門内江御〔門〕番之御鉄砲奉行参府・御蔵奉行等出居及会尺、其辺方御破損奉行兩人出迎先立いたし、足輕番所前石橋之辺江大御番頭松平丹後守・近藤遠江守出迎致会尺、附添参り東番頭小屋江見廻候二付、丹後守ハ先江駈抜敷出し迄出迎、自分刀を取取持之者江渡之、敷出し江鳥渡上り着坐、交代濟歎相越候段申述、暫通可申哉之旨、丹後守申聞候間直ニ罷出可申旨申達退坐、（中略）}

一夫より西番頭小屋江罷越、遠江守先江駈抜敷出江被出居次第東之通り、夫方退散、与力番所角辺ニ而大御番頭致暇乞、同所ニ而御破損奉行披露会尺、夫方嘉之助先立御門番之頭西御番所前ニ而暇乞、西御門御橋之上迄地役人向送及会尺、御橋外ニ而乗輿帰宅、

文久元年（一八六一）四月、二条在番の大番頭は、前年の本庄道美・白須政備から松平信進・近藤是用に交代した。右の史料からわかるように、六月に至って所司代は北御門から入城して、まず東番頭小屋を見廻って御番衆に会い、その後同様に西番頭小屋を見廻って西御門から出城した。これ以前、京へ到着した番頭は他の番頭とともに所司代屋敷へ挨拶に訪れ、江戸に居る年寄衆からの奉書と「二条・大坂御蔵証文」を所司代に見せている⁽¹⁸⁾。また交代して下る番頭は所司代へ暇を乞うてから出立した⁽¹⁹⁾。

また、②御用金を納める二条城内の御蔵は大番頭と東西門番の頭が立ち会って封印をつけておくこと、に関しては、酒井の『日記』からはその様子が見えない。そこで参考として、酒井の所司代時代から遡るが、二条城の金蔵封印の切り替えに関する次の史料を挙げておく。

史料2 『二条在番中手留』文政三年（一八二〇）十一月二十三日条（20）

一 今日御金蔵封印切替候二付、(大番頭大久保教孝)出雲守同道二而、直二同人小屋江罷越、平

服二被成候、無程御門番頭・御蔵奉行・御殿番重野長左衛門・同見習三輪市十郎被參候間、先江罷越候様申達候処、御門番并御蔵奉行二者残り被居候、我等共御門番衆連印之封、扣共四枚我等方二而認持參致し候二付、各調印致し候、(中略)

一 御金蔵鍵箱封印左之通、(凶省略)右御金蔵封印切替相濟候為御届、以使者(松平乗寛)所司代江申達候、尤御金出入等有之、御金員数相違之節者、兩名自書封書付所司代江致進達候得共、今日者員数相違無之候二付、先格之通其儀無之、

右の史料から、大番兩組と御門番頭、ほかに御蔵奉行・御殿番らが立ち会って金蔵の封印を切り替えた旨の届が所司代へ知らされている。所司代は封印の場には立ち会わないが、これが完了した旨の報告を受ける立場にあった。

また、③二条城近辺で火事が起きた際に所司代が向うくことについては、『日記』安政六年(一八五九)九月晦日条に「今午半刻頃大宮通姉小路下町出火二付、直二野襦火事羽織着用、乗馬二而二条 御城外見廻り、夫方北之方御門二而下馬 御城入いたし候、東之方南之方江見廻り候処、別条無之追々鎮火二付、西之御門方 御城出帰宅いたし候」とあって、酒井忠義の時代においても城近辺で火事があった場合は、所司代が入城しこれを見廻ったことがわかる。また、火消役が消火のため入城する場合には所司代に届けが出されたが、実際に入城する際には御門において印鑑改めを受ける必要があった⁽²¹⁾。この印鑑は事前には大番頭へ提出されたもので⁽²²⁾、すなわち火災時の対応も所司代の一方的な指示のもと行われるのではなく、大番頭らとの連携が必要であった。

(2) 所司代の二条城出入り

成立年末詳『有司勤仕録⁽²³⁾』の京都所司代の項には次のようにある。

一二条御城、所司代屋敷方出入之御門は、所司代方諸番所を置、常には、
 一 切、大番頭衆も所司代江用事有之時は其段を断、御門明させ往来す、
 一年に二度程、百日目付と同道して、御城内見分有之、此節御殿番方御殿向悉く掃除し、待請で見分す、

所司代上屋敷は二条城の北隣に位置し、所司代が入城する際は北御門(現在

の北大手門)から出入りした。すなわち右の史料一条目に見られる「出入之御門」は北御門を指し、また北御門に出入りの者がある場合は所司代へ知らされた。

また、『向山誠齋雜記』甲寅(安政元年(一八五四))雜綴の「職掌録⁽²⁴⁾」にも「毎年兩度ツ、二条御城内外御目付差添見分有之」とあって、『有司勤仕録』二条目と同じく、所司代の職掌として、年に二度所司代と目付が同道して二条城を見分(検分)することが挙げられている。しかしながら、酒井忠義の『日記』には所司代と目付がともに入城して城内を見分した記録は見えない。また目付が入城しているのは『日記』から見える限り九月の目付交代時⁽²⁵⁾のみで、所司代は目付が北御門から入城する旨の報告を受けるに留まっている⁽²⁶⁾。

つまり、『有司勤仕録』や「職掌録」に記された職務内容とは齟齬があるということになる。「職掌録」は安政元年のもので、酒井忠義の所司代在任時とほぼ同時期であるにもかかわらずこのような齟齬が生じている。すなわち二条城巡回職務が簡略化され、規定された職務と実態とは乖離していた可能性が高い。

では、酒井の時代において所司代が入城するのはどのようなときか。酒井の『日記』からは、所司代は就任後の上京時(次章参照)と正月の元日、また大番頭の交代時のみ二条城に入っていたということがわかる。また、酒井が本丸を含む二条城全体を見分したのは、現在確認できる限り一回目の所司代就任直後の弘化元年(一八四四)正月のみで、そのほかは北御門から入り二の丸番所へ向かった後、すぐに所司代屋敷へ帰っている。酒井の前代の所司代である本多忠民の『所司代日記』でも二条城全体を見廻った記録は見えず、またこれらは二条城見分のためではなく、両番頭と二条在番の番衆への面通しを目的としている。すなわち、従来言われてきたような、所司代が日常的に二条城自体の管理・守衛を管掌していた様子は見ることができない。

(3) 所司代と二条在番

では、実際二条城の守衛を担っていた二条在番との関係とはどのようなものであったか。さきに挙げた通り、『国史大辞典』には「二条在番の大番頭とは軍事・治安面で常に密接な関係を保持していた⁽²⁷⁾」とある。この「密接な関係」は『日記』上どのように表されているか。

まず、大番頭は毎月一日と十五日に月次の札として上屋敷を訪れ所司代と対

面している。時代は前後するが、二条在番側の史料である『二条在番中手留』（文政三年）には一日と十五日に番頭らが「供揃」して所司代のもとへ行き、「安否口上」をしている様子が見られ⁽²⁸⁾、在番衆らが揃って所司代上屋敷へ挨拶に行っていたことがわかる。また端午や七夕、重陽の節句などの折には、大番頭が上屋敷を訪れ礼を行っている⁽²⁹⁾。

また、『日記』安政五年（一八五八）十一月二十七日条には「大御番頭江此度 姫宮御誕生ニ付田安中納言殿・徳川刑部卿殿被献物ニ付、右使組頭江可被申渡之旨、以書付家来之者江公用人共方相達」とあって、前月の孝明天皇の姫宮誕生にあたって、組頭が御三卿から禁裏への献物の使者を務める件について大番頭へ伝えられた旨が所司代へ伝えられている⁽³⁰⁾。すでに知られている通り、所司代には朝幕間の折衝に当たるといふ役割があり⁽³¹⁾、このような事例についても所司代と大番頭とが逐一連絡を取り合っていたと思われる。

そのほか、徳川家茂が將軍宣下され、天璋院が従三位を勅許された際には、大番頭や伏見奉行・町奉行ら、また二条御門番頭以下の一統が所司代上屋敷を訪れ挨拶をした⁽³²⁾。このように、所司代と二条在番の大番頭らの接触の場は、基本的に二条城ではなく所司代の上屋敷であった。

以上から、二条城に関わる所司代の職務は、①二条在番衆の交代後に大番頭以下の衆に対面すること、②二条城内の御金蔵の封印を監督すること、③二条城近辺で火事が起きた際に出向くこと（以上「勤方心得」）、④年に二度所司代と目付が同道して二条城を見分すること（『有司勤仕録』・「職掌録」）が挙げられる。このうち所司代が定期的に二条城に入城すべき職務は①と④だが、幕末の酒井忠義期においては①は変わらざり行われた一方で、④は行われなくなっていた。①は在番衆との対面を目的としており、つまり所司代が二条城を見分し管掌するための職務は行われていなかったということになる。この状況は幕末ゆえのものであるのか、いつからこのような状況にあったのかは、史料の制約から明らかにすることができないが、所司代にとって二条城は職務を行う日常的な場ではなく、特別な儀礼の場であったと言うことができる⁽³³⁾。そしてその日常的な接点は、直接二条城を守衛する二条在番らとの関係にあった。そこで次章では所司代が二条城と関わる最初の儀礼である所司代就任時の上京を

例として、それに関わる人々の検討から所司代と二条城の位置づけを探りたい。

二 所司代の上京と二条城

安政五年（一八五八）、酒井忠義の二度目の所司代就任⁽³⁴⁾における上京の行程は本書二三八頁の図の通りである。酒井は八月十六日に江戸を出発し、東海道を通って九月三日に京都へ到着した。そして所司代上京のゴールは、二条城への入城であった。すなわち二条城は、所司代の政務開始におけるランドマークであったと言える⁽³⁵⁾。

上京の道中における酒井の日記には、様々な階層の人々が行き交っている様子が記されている。なお、酒井は天保十四年（一八四三）における一度目の所司代就任時も東海道を通って上京している。このときの史料⁽³⁶⁾を用いた菅良樹氏の論稿⁽³⁷⁾では、所司代は城主レベルの諸侯と誼を通じておく必要があったことや、酒井には京都近辺や九州の譜代大名との連携が求められていたことが指摘され、とくに九州の諸藩との関係において「相互に連絡を取り合う対象が、原則決められていた可能性⁽³⁸⁾」を示唆している。

加えて、『日記』には上京の道中で各宿所へ商人（後藤縫殿助・茶屋四郎次郎の名代など）等が挨拶に訪れている様子や、大坂在番・加番の衆と行き違っている様子なども見え、大名クラスに留まらない様々な階層の人々が所司代と関わりを持っていることがわかる。そこで本章では、酒井忠義の所司代就任後の上京時、とくに大津からの行程を例として、これに関わる人々について若干の考察を加えたい。

（一）大津から所司代屋敷まで

九月三日、大津駅を出立した酒井は、三井寺門前・山科・諸羽神社・十禅寺・四之宮村・安禅寺門前・藪下を通行した。それぞれの場所へ出迎えた人々は図①〜⑧の通りである。必ずしも近場の者が出迎えているわけではなく、また酒井の前代の所司代である本多忠民の上京時もほぼ同じ人物が同じ場所へ出迎えを行っている⁽³⁹⁾。菅氏が大名に関して指摘したのと同様、所司代の出迎えを行える寺社や商人も予め定められており、出迎えを行うことが一種の権益と

なっていたと考えられる⁽⁴⁰⁾。所司代が上京する際には、「町人共」が「先例の場所⁽⁴¹⁾」で迎えるようにとする町触が正徳四年（一七一四）にはすでに確認できるが⁽⁴²⁾、⁽⁴³⁾にみえる人々が出迎えを行う「町人共」であった⁽⁴³⁾。

東海道の終着点である三条大橋へは、町奉行をはじめ役付きの人々が出迎えに訪れている⁽⁴⁴⁾。安政五年（一八五八）の場合、まず両町奉行の岡部豊常・小笠原長常が三条大橋東詰にて出迎え、続いて両御門番頭・御殿預・大津代官・鉄炮奉行・過書船支配・御茶師・御蔵奉行・大工頭とその見習・禁裏御頭・賀茂川堤奉行・御医師・御薬園預・禁裏医師・御連歌師らが出迎えた。

酒井は自分組（所司代付き）の与力・同心らに先導され所司代上屋敷に入り、伏見奉行・大番頭・町奉行などがこれを出迎え、下座敷では三輪嘉之助・中井小膳・中井保三郎ら地役の面々が出迎えた。上屋敷において酒井は、諸侯との面会・挨拶と、「御朱印」の入った箱や御仕置例類集・御定書などを引き渡す儀式を行っている。荒木裕行氏は、この儀式は前所司代から引き継がれるもので、「御朱印」とは將軍の朱印が捺された判紙を指すと推測している⁽⁴⁵⁾。そして上屋敷にて儀式や挨拶を終わらせたあと、所司代は二条城へ入城する。

(2) 所司代上京時の入城に関わる人々

所司代上屋敷を出た酒井を北御門に至る外堀に掛かる橋⁽⁴⁶⁾にて出迎えたのは、上屋敷で出迎えたのと同じく、地役の三輪嘉之助（御殿預）・中井小膳（大工頭）・中井保三郎（小膳の養子で大工頭見習）であった（本書二二四頁参考⁽⁴⁷⁾参照）。彼らが「大御門」＝北御門から城内に入ると、二の御門内へ出迎えたのは御門番頭・御鉄砲奉行・御蔵奉行・御大工頭・御破損奉行であった。ここで「大工頭」＝中井小膳が登場することからわかるように、中井は門内すなわち城内においては大工頭という役職者として所司代に属従したことが伺える。そうしてここからは御破損奉行が先導し、足輕番所前では大御番頭が所司代を出迎えた。そして二の丸大御番所に着いた所司代は、大御番頭・組頭の正面に着座して「上意之趣」（將軍の意）を言い渡している。すなわち所司代は江戸にある將軍の意を享けて二条城に入り、そこに控える諸役者たちもまた、

当然ながら幕府の役職者として二条城に在ったと言えるだろう。

このように、所司代上屋敷や北御門で所司代を出迎えこれを先導したのは、

御殿預の三輪と大工頭の中井父子であった。辻真澄氏が「幕府から派遣されるエリート役人達（大名や旗本）」といえども、公家や寺社が混在し独特の雰囲気を持った京都で仕事をスムーズに進めるには、（中略）京都在住の与力・同心（京都地役人）の知識や力に頼らざるをえない部分が多かった⁽⁴⁸⁾と云うように、三輪や中井は御殿預や大工頭という立場に留まらず、京都における所司代の職務執行を支えた存在であったと言える。彼ら地役の存在を前提として所司代の職務があつたとも言え、実際、三輪以下の三名は入城時のみならずあらゆる場面で所司代を先導する役割を担っている。例えば酒井が参内する際には取持ちとして先達し⁽⁴⁹⁾、泉涌寺が炎上後再建された際の見分でも先んじて酒井を出迎えた⁽⁴⁸⁾。その中で、中井小膳が城内においては「大工頭」として登場することは示唆的で、二条城内においてはあくまで幕府役人として所司代上京の儀礼に参加していたということを示している。

(3) 所司代上京に対する京都町人の認識

所司代の上京に関して、老中が同道する場合（引渡上京）についての荒木裕行氏の論稿によれば、老中が所司代とともに上京して京都や大坂市中を巡視したことは、幕府の權威を民衆に意識させる意義があつたという⁽⁴⁹⁾。本稿で素材としている酒井忠義の上京では老中は同道していないが、その位置づけは同様であつたと考えられる。本節では、とくに「京都町人」に視点をうつし、彼らが所司代の上京をどのように認識していたか見ていきたい。

『京都町触集成』一一巻・八四二号文書に「酒井若狭守殿所司代被仰付候間、其段洛中洛外江可相触もの也」とあり、また次の町触からわかるように、所司代が上京してくるといふことは、まず町奉行から洛中洛外へ触れだされている。

史料3 京都町触集成 一一巻・八五一

一 酒井若狭守殿御所司代被仰付近々御上京候間、前々御迎イニ罷出候者共御着日限承合、京都町人共先例之場所へ罷可出候、

一 若狭守殿御上京已後寺社町方諸礼之事、日限相極メ重而申可触候間、夫迄者罷出間敷候、

右之趣洛中洛外寺社并二町中へ可相触もの也、

（安政五年）
午八月

さきに述べた通り、所司代の上京時には「京都町人共」が「先例之場所」で出迎える慣例であった。この所司代の出迎えは一種のイベントとして捉えられていたようで、出迎えに赴く「年寄共」が前日から「御迎場」に屏風や夜具などを持参して泊まり込み、料理人を雇って酒宴を催すことを禁止する町触れも出されている⁽⁵⁰⁾。

また、所司代上京の道なりの家々は前夜に行灯を灯すことが義務付けられていた。ただし安政五年（一八五八）の酒井忠義の例では「御隠便中」すなわち七月に將軍家定が死去したことを憚り、行灯を出すことは免除されている⁽⁵¹⁾。

さらに、所司代が通行する際には、町人や百姓は平伏する必要があった。これは所司代が上京するにあたって毎度出されるお触れで、市中通行時には駕籠のまま行き違ったり、頭巾や笠・手拭を被ったままでいることが禁止されていた。しかし酒井忠義の時代には「近き頃別而相弛ミ」⁽⁵²⁾（近頃とりわけ緩んでいる）という状況にあった。

また、次の史料に見えるように、市中において所司代の家来は、その威光を振りかざし横暴な振る舞いをするのが危惧されており、酒井の上京に際して所司代の家来が芝居や相撲などで賑わう場所や、女郎屋・旅籠屋・居酒屋などに出向くことが禁じられていた。

史料4 京都町触集成 一二巻・八七四

所司代家来と見受候敷、又者家来之由ニ而万一於町方御威光ケ間敷儀有之、押而買或者金銭品物等押借いたし、不法之儀有之候ハ、名前相糾、行先見届候而早々町奉行所江可訴出候、

一芝居、角力、格別人込之場所、売女屋、旅籠や并居酒屋等、所司代家中末々迄不罷越様申渡有之候由、尤右体之場所江者見廻り之者差出候得共、右場所ニ而法外之儀有之候ハ、是又見答次第誰人たり共不及遠慮可申出候、

一所司代家中町家江諸品買掛り不致様申渡有之候間、売掛ケ致置申間敷候、

一所司代由緒有之敷、又者心易出入候由を申立、諸願当取持可申達杯と申、或者金銭をかたり取候もの有之候ハ、是又可申出候、

右前条之趣有^{「三」}候ハ、町奉行所江早々可訴出候、若遠慮も有之候ハ、所司代内役之者迄早々可申出候、先方意趣不相含并町方入用不相掛様早々埒明可遣候、万一隠し置不申出、後日於相頭者可為越度候、

右之通り相心得、仮令聊たり共可致遠慮筋ニ無之候間、如何之儀有之候ハ、町奉行所江訴出候敷、又者所司代内役之者迄申出候様可致旨相触候

様所司代方被仰聞候条、洛中洛外江可相触もの也、

（安政五年）
午九月

右の史料からは、所司代と関わりを持つ者がその由緒を主張して押し買いをしたり、金銭を騙り取ったりすることが危惧されている。右の触書も所司代が上京する度に出される恒例のものであった。民政に関しては、寛文八年（一六六八）における京都町奉行の成立にあたって、裁判における所司代の権限は町奉行に移管され⁽⁵³⁾、さらに幕末の混乱による治安悪化の中で、右の史料からわずか四年後の文久二年（一八六二）には京都守護職が置かれ、所司代はその傘下に入るようになるが、市民レベルでは弛緩しながらも「所司代の家来であること」は、触れ出されることが慣例であったにせよ、なお一定程度威光あるものとして捉えられていた。

以上、本節では酒井忠義の上京を例として、その終着点としての二条城と、それに関わる人々について検討した。所司代の出迎えを行ったのは幕府役人と一部の町人たちであり、これら町人にとって、出迎えを行うというものはひとつの特権であった。この特権が実際にどのように機能したのか、今後明らかにしていく必要がある。また、上京後の二条城への入城においては、御門番頭や大番頭など、二条城に関わる幕府役人が所司代を城内にて案内した。所司代屋敷と二条城において所司代を先導したのは地役の三輪と中井父子で、かれらはあらゆる場面で所司代を補佐しており、このような地役の存在を前提として所司代の職務があったと考えられる。また、所司代が上京してくることは京中に触れだされ、町人らの知るところとなった。前述の通り、正式に出迎えを行うことができる町人は定められていたものの、その道中に行き当たることはあったと考えられ、そのゴール地点である二条城は、幕末においても幕府の權威の象徴として認識されていたと考えられる。

おわりに

以上本稿では、所司代と二条城との関わりについて検討してきた。従来、その関係は、所司代が二条城の見分を行って城の管理・守衛を管掌していたと説明されてきた。近年の研究では、渡邊忠司氏が御門番組の記録から二条城の警衛の実態を明らかにしているが⁽⁵⁴⁾、こと所司代の管掌に関しては、史料の制約もあり依然具体相が不明なままである。酒井忠義の『所司代日記』を見ると、慣例的な職務であった目付同道による二条城の見分は行われておらず、二条城全体の管理や直接的な守衛を行っていた様子はいかげな。その実態は、二条在番との対面、御蔵封印や北御門出入の把握などであり、火災の際の出向という非常時を除けば、すべて間接的な関わりであった⁽⁵⁵⁾。所司代が二条城の内へ入るのは正月や大番の交代時などの儀礼の際のみであり、従来の認識と実態とは隔たりがある。

以上のような認識の齟齬が生じているのはなぜか。その原因はまず第一に、日記をはじめ所司代に関連する史料の調査がいまだ不十分であることである。東谷智氏が二〇〇八年に「所司代研究は、現状では史料の発掘と基礎事実の積み重ねが必要な段階である⁽⁵⁶⁾」と指摘したように、現在でもなお所司代に関連する史料は散在したまま体系づけられていないという問題がある。最初に述べた通り、本稿で主要テキストとした日本史籍協会編『所司代日記』の原本も所在不明で、異同の確認や全体像の把握すら困難である。今後、日記を含む所司代関連史料の所在調査を進めていくことが必要である⁽⁵⁷⁾。

また第二の原因として、二条城研究の立ち遅れから、二条城における人的構成や守衛機構の全体像が未だ把握されておらず、研究が立ち遅れていることが挙げられる。そのため所司代と二条城との関係についての考察もまた進んでおらず、なぜ所司代が北御門を管掌するに至ったのか、幕末以前の二条城の見分がどのように行われていたのかなど、依然として課題は多く残されている。これらの点は今後の課題としたい。

【注】

- (1) 朝尾直弘「京都所司代」(林屋辰三郎編『京都の歴史』四、学芸書林、一九六九年)。
- (2) 鎌田道隆「所司代体制」(『近世都市・京都』角川書店、一九七六年)。
- (3) 藤井讓治「徳川政権成立期の京都所司代」(森杉夫先生退官記念会編『政治経済の史的研究』巖南堂書店、一九八三年)。
- (4) 小倉宗「江戸幕府上方支配機構の研究」(塙書房、二〇一一年)。とくにa「上方支配機構における裁判と行政——『御仕置例類集』の検討を中心に」(初出二〇〇八年)、b「上方支配機構における京都・大坂町奉行——『上方の評定所』として」(初出二〇〇九年)を参照。
- (5) 菅良樹「近世京都・大坂の幕府支配機構」(清文堂、二〇一四年)。
- (6) 東谷智「松平忠周の所司代就任と幕府発給文書について——信濃国上田藩松平家文書内の所司代関連文書の紹介を中心に」(『甲南大学紀要 文学編』一五四、二〇〇七年)。
- (7) 前掲藤井注(3)論文、一三頁。藤井氏はこの条文について、二条城の「北門のうへ」と読むこともできるが、城郭の門のうへが公事裁許の場となったとは考えにくく、検討の余地はあるものの、後の所司代屋敷の位置と合致する「北門のかみ(北)」と理解する、としている。
- (8) 菅良樹「近世後期における所司代制度についての一考察」(前掲菅注(5)書所収、初出二〇一〇年)。
- (9) 東京大学出版会、一九二八年。
- (10) 日記は全十三冊だが、うち第一冊の旧龍野藩主脇坂安宅記を欠いている。そのため刊行されているのは旧岡崎藩主本多忠民及び旧小浜藩主酒井忠義記を含む十二冊分である。
- (11) 請求記号：PR0101。
- (12) 鎌田道隆「寛文の改革」(『近世都市・京都』角川書店、一九七六年)。
- (13) 村田路人「享保の国分けと京都・大坂両町奉行の代官支配」(『近世畿内近国支配論』塙書房、二〇一九年、初出一九九八年)。
- (14) 前掲小倉注(4) a・b論文、および「上方における幕府の支配機構——身分上の「支配」関係と職務上の指揮監督関係」(前掲注(4)書所収、初出二〇〇八年)、「京都・大坂の幕府機構と町奉行——二人制に注目して」(同書

所収、初出二〇〇九年。

(15) 『国史大辞典』「京都所司代」(煎本増夫執筆)。

(16) 田中暁龍「天和・貞享期の京都所司代勤方心得とその変容」(『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇九年)。

(17) 菅良樹「近世前中期における京都所司代による朝廷統制と上方行政」(前掲菅注(5)書所収、初出二〇一一年)。

(18) 『日記』文久元年(二八六一)四月十一日条・同十七日条。所司代に見せた「御蔵証文」は、このあと町奉行へ渡されている(同十一日条)。

(19) 『日記』安政六年(二八五九)四月十一日条、十六日条。

(20) 『古事類苑』(政治部七〇、一〇三九頁)。原史料は神宮文庫所蔵、第五門一〇九号。

(21) 樋爪修「江戸時代の京都大名火消——膳所藩を例として」(『近江地方史研究』二七、一九九二年)。

(22) 藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」(『將軍権力と近世国家』塙書房、二〇一八年、初出二〇〇五年)。

(23) 『古事類苑』(官位部七二、二二五六頁)。原史料は神宮文庫所蔵、第七門八二七号。

(24) 大口勇次郎監修・針谷武志編『向山誠齋雜記 嘉永・安政篇』第十三卷、ゆまに書房、二〇〇二年。

(25) この「目付」は毎年二月三日と六月十五日に、所司代とともに訴訟箱の封を行っており、畿内の幕府役人の監察を役職として江戸から毎年派遣される「大坂目付」(「百日目付」ともいう)を指すと考えられる。「大坂目付」については藤井明広「文化期における大坂目付の「遠国御用」——京都在勤時の動向を中心に」(『交通史研究』九四、二〇一九年)参照。

(26) たとえば安政六年(一八五九)九月の例では、目付の松平新九郎・坪内源五郎、大番頭、地役的面々(御門番頭等)らが所司代屋敷に集って將軍の御機嫌伺いや事項の伝達を行った後、両目付が御蔵証文を所司代へ渡し、この日城入の番衆とも用談を行った。このとき所司代へ渡された御蔵証文は公用人を以て町奉行へ渡されている。その後、両目付は北御門から城入し、御番所

で番衆へ將軍の意を申し渡したのち、西御門から出城する旨を所司代へ伝える(『日記』安政六年(一八五九)九月五日条)。

(27) 前掲注(15)。

(28) 前掲注(20)参照。

(29) 朔日・十五日、また節句における所司代への出札は、大番頭のほか地役(京都代官・御門番頭・御殿預など)や町奉行も行っている(前掲小倉注(4)b論文)。

(30) 同十二月一日には大番組頭の遠山三十郎と森川権六郎が使者を務めることが所司代に届けられ、同三日に組頭が「御返答書」を所司代へ渡している。

(31) 酒井忠義と朝廷とのかわりについては、仙波ひとみ「幕末における議奏の政治的浮上について」(『文化史学』五七、二〇〇一年)参照。また前掲菅注(17)論文も参照。

(32) 『日記』安政五年(一八五八)十二月九日条。

(33) 笠谷和比古氏は、二条城の本質を將軍の地位確立のための儀礼的装置であったことに見る。また二条城は幕府が京の街と天皇・朝廷を守護する存在であることを象徴的に表現するものであったとする(「禁裏と二条城をめぐる政治的表象——近世の国制と天皇」『武家政治の源流と展開——近世武家会研究論考』清文堂出版、二〇一一年、初出二〇〇六年)。家光以降、將軍の上洛及び二条城への登城は途絶えるが、所司代上京の終着点が二条城であることもまた、二条城が將軍の儀礼の場であったことの延長線上で捉える必要がある。

(34) 酒井忠義は安政五年(一八五八)六月から文久二年(一八六二)六月の間所司代を務めている。このときの所司代就任は二度目で、一度目は天保十四年(一八四三)十一月から嘉永三年(一八五〇)七月の間である。

(35) 宝暦九年(一七五九)、所司代が松平輝高(所司代辞任後、老中)から井上正経に交代するにあたり行われた引渡上京について、当時の武家伝奏広橋兼胤は「松平右京大夫為城引渡上京」(『広橋兼胤公武御用日記』宝暦九年正月二十四日条)と記しており、荒木裕行氏はこの条から、朝廷側は老中上京の目的が朝廷への新所司代紹介ではなく、二条城の新所司代への引渡であると理解していた、と指摘する(「所司代赴任時の老中上京について」『近世中後期の藩

- と幕府』東京大学出版会、二〇一七年、初出二〇一三年)。またこの記述からは、朝廷側が二条城は所司代が管掌するもの、と考えていたことが伺える。
- (36) 小浜市立図書館小浜酒井家文庫蔵「従天保十四年至弘化二年 御日記目録書抜」(一、四、一二五号文書)。
- (37) 前掲菅注(8) 論文。
- (38) 前掲菅注(8) 論文(前掲菅注(5) 書、四一八頁)。
- (39) 『日記』安政四年(一八五七)十一月十二日条。
- (40) 文久二年(一八六二)には所司代通行時の接待を禁じる法令(『続徳川実紀』四、三五〇)が出され、次の所司代牧野忠恭の上京時は迎えに出る人物は惣代以下七人のみとされており(『京都町触集成』一二卷、一二二九)、同年の京都守護職設置に伴い、所司代の出迎えにも変化が生じていた。
- (41) 所司代上京時の町触では、ほとんど毎度「京都町人共先例之場所へ」迎えに出るように町触が出されている。東谷智氏はこの「先例之場所」を「山科御廟野」とする(前掲東谷注(6) 論文)。次の注(42)の町触には、すでに「先例之通山科御廟野」まで町々年寄が迎えに出るように、とある。また、図⑨からわかるように、「山科御廟野」は京都町人らの出迎えが始まる場所であった。
- (42) 『京都町触集成』一卷、七〇七・七〇九。
- (43) 但し、酒井忠義の場合は将軍徳川家定が死去したことを憚って町人共の出迎えは行われていない(『日記』安政五年(一八五八)九月三日条及び『京都町触集成』一二卷、八六四)。
- (44) 前掲荒木注(35) 論文。
- (45) 酒井忠義の『所司代日記』では「御城北之御門出橋」と見えるが、桑名松平家文書の酒井記当該箇所は「土橋」と記されている。また、本多忠民記の初入城時の記事でも「北之御門土橋」とある。二条城において「門出橋」という名称はほかに見えず、また「出」と「土」の崩し字は似通っているため、『日記』の当該箇所は「御城北御門の土橋」の誤記または誤読であると考えられる。
- (46) 辻真澄「京の御役所、その仕事と資料——京都町奉行所を中心に」(京都府立総合資料館『総合資料館だより』一八二、二〇一五年)、三頁。
- (47) 『日記』安政五年(一八五八)十月二十四日条、同年十二月晦日条。
- (48) 『日記』文久元年(一八六一)四月三日条。
- (49) 前掲荒木注(35) 論文。
- (50) 『京都町触集成』一二卷、八五二。
- (51) 『京都町触集成』一二卷、八六四。
- (52) 『京都町触集成』一二卷、八五五。
- (53) 前掲鎌田注(12)。
- (54) 渡邊忠司「徳川政権と京都二條城警衛体制の確立」(『佛教大学歴史学部論集』三、二〇一三年)、『近世京都二條城御門番組与力記録』名著出版、二〇一八年)。
- (55) 幕府の職制を記した「史徴(弘化二年(一八四五)成立、『続々群書類従』七所収)によれば、二条城の御門番頭・御鉄砲奉行・御殿預は所司代支配であった。しかし酒井の『日記』には、所司代がこれらを直接指揮している様子は見られず、あくまで身分上の関係であったことがうかがわれる。なお小倉宗氏は、所司代は「二条城の守衛を基本的な任務とする「城代」ではなく、軍事的な性格を強く帯びてはいなかった」(前掲小倉注(4) b 論文、注(4) 書一五四頁)と示唆している。
- (56) 前掲東谷注(6) 論文、三三三頁。
- (57) 桑名松平家文書には、刊本で欠となっている脇坂安宅記写や、刊本未収録部分を含む酒井忠義記等も現存している。また小浜市立図書館蔵酒井家文庫には天保十四年(一八四三)〜弘化二年(一八四五)の酒井忠義記の抜書(前掲注(36))があり、さらにたつの市立龍野歴史文化資料館蔵龍野文庫には嘉永六年(一八五三)の脇坂安宅記等が、東京大学史料編纂所には備後福山阿部家史料の阿部正右記と脇坂安宅記写が存在している。

【付記】本文中使用した史料の閲覧につきまして、ご高配を賜りました慶應義塾大学三田メディアセンター及び神宮文庫に謝意を申し上げます。

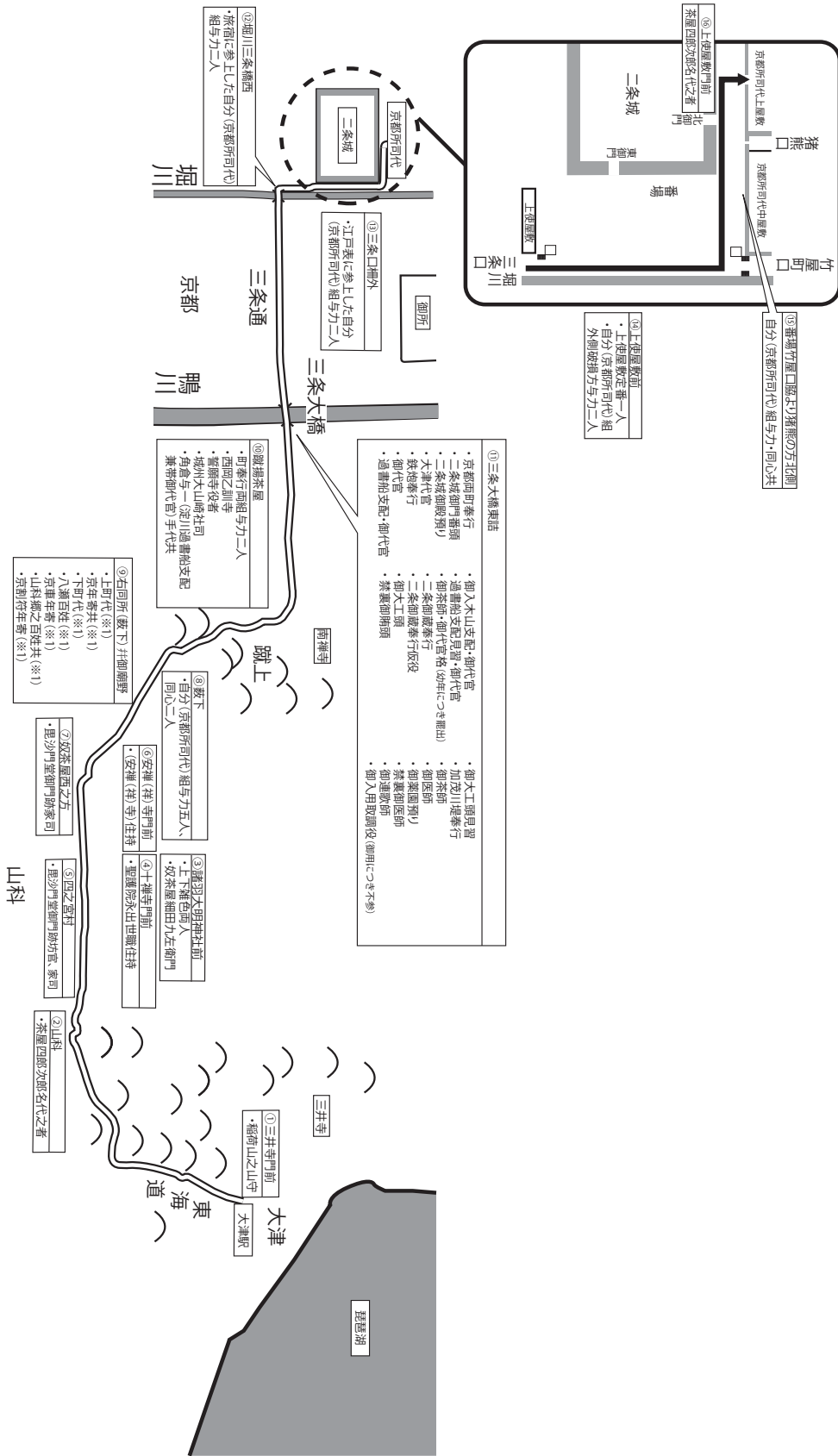


図 安政五年 京都所司代・酒井忠義の上京の際に参上した人々（大津～京都所司代上屋敷）

※ 1) 本多忠民上京時を参考に記入。酒井忠義上京時は御中陰中につき参上せず。